

令和5年度 第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日時：令和6年3月11日（月）

10：00～11：00

場所：上越市役所 401 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 会長、副会長選出

(2) 令和5年度の取組について資料1

(3) 令和6年度の取組について資料2

4 その他

令和 5 年度の取組状況について

(1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの周知

- ・相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、差別事案に関する報告の依頼及び啓発パンフレットの配布により、意識づけを行った（5月22日）。

【参考資料 1】依頼文（5月22日付）

(2) 企業を対象とした啓発

- ・市内企業に対し、上越商工会議所の会報を通じて、啓発パンフレットの配布により、意識づけを行った（7月発行）

【参考資料 2】啓発用パンフレット

(3) 市職員向け研修会の開催

○新採用職員研修会（5月10日実施）

- ・内容：上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び障害者差別解消法について
- ・講師：福祉課職員

○庁内各課へ合理的配慮等について周知・啓発（5月22日実施）

(4) 関係機関への研修

- ・上越市民生委員児童委員協議会連合会障害者部会等において、内閣府作成のパンフレットを配布（7月5日、7月20日実施）

(5) 市民への啓発

○『福祉・介護・健康フェア』in 上越

- ・日 時 令和 5 年 11 月 12 日 オーレンプラザ

※主催：新潟日报社、新潟県社会福祉協議会、上越市社会福祉協議会
共催：上越市

【参考資料 3】福祉・介護・健康フェア 2023in 上越チラシ

○市広報やホームページを活用した啓発

- ・広報じょうえつ 12月号の障害者週間（12/3～12/9）のお知らせにおいて、障害者差別解消法について掲載、広く市民への周知・啓発を図った。

【参考資料 4】広報じょうえつ 2023 年 12月号記事

○障害者差別に関する相談窓口の施行事業「つなぐ窓口」の開設

- ・内閣府では、令和 5 年 10 月 16 日（月）から障害者差別解消法に関する質問や相談内容に応じて、自治体や各府省等の適切な相談窓口につなげる「つなぐ窓口」を開設した。

【参考資料 5】つなぐ窓口チラシ

令和5年5月22日

相談支援事業所管理者 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
地域包括支援センター管理者 様

上越市健康福祉部福祉課長

障害を理由とする差別等に関する情報提供について（お願い）

日頃から、市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

市では、障害を理由とする差別の解消及び人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成29年度から上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関と連携して取組を進めています。

障害を理由とする差別等に関する情報提供については、昨年度も各事業所宛てに依頼させていただいているところですが、引き続き表面化していない事例も含め実態把握に努めたいと考えておりますことから、日頃、障害をお持ちの人と接することの多い関係機関の皆様におかれましては、ご協力をお願いいたします。

記

1 情報提供について

- ・ 通常の相談支援の中で対応した案件について、行政や事業者からの差別や合理的配慮の不提供に該当する事案があった場合は、様式1「報告シート」により報告してください。
- ・ 提出いただいた内容は、上越市障害者差別解消支援地域協議会等において、地域の実態として情報共有します。
- ・ 相談項目別の件数のみを把握するための調査となります。
- ・ 障害を理由とする差別等については、別紙1「合理的配慮を知っていますか？」のほか、内閣府ホームページ「合理的配慮サーチ」を参考にしてください。

2 内容についての共有・相談が必要な事案について

- ・ 上記の件数の報告をいただいた事案の中で、通常の相談支援の中では終結せず具体的な対応について相談が必要なもの、一旦終結はしたが上越市障害者差別解消支援地域協議会等で共有し広く周知啓発等の取組を求めたい事案等については、別途、様式2「相談・情報シート」を作成し、下記担当までご連絡ください。※相談後の流れについては、別紙2を参考にしてください。

<問い合わせ・提供先>

上越市福祉課福祉第一係 担当：清水、小松

TEL:025-520-5694（係直通）

Fax:025-525-5157

E-mail:fukusi@city.joetsu.lg.jp

12月分の都市ガス料金

☎ 問合せ…ガス水道局総務課 (☎025-522-5518)

原料費調整制度による7月～9月のLNG等平均原料価格(貿易統計値)による調整を行ったほか、国の補助金を活用して1㎡当たり15円を値引きします。

使用量区分	1㎡当たりの単価(税込)
0～25㎡	134.11円
26～150㎡	132.34円
151㎡以上	130.88円

前月検針分に比べ1㎡当たり0.16円の値上げとなります。

※基本料金は変わりません。

12月4日～10日は「人権週間」、12月10日は「人権デー」

12月4日～10日は法務省と全国人権擁護委員連合会が定めた「人権週間」、12月10日は世界人権宣言が採択されたことを記念して国際連合が定めた「人権デー」です。

●人権擁護委員による人権相談

実施日は、毎月の広報上越や市ホームページをご覧ください。

☎ 毎月、午前9時30分～午後0時30分 ※12月は、21日(土)に開催 所 市民プラザ 区 新潟県地方方法務局上越支局 (☎025-525-4163)

●拉致問題巡回写真パネル展

○写真パネル展

☎ 時 所 ○12月19日(土)～令和6年1月10日(土) 午前9時～午後10時＝ユートピアくびき希望館 ○令和6年1月12



日(金)～28日(土) 午前9時～午後6時＝高田まちかど交流館

●映画「めぐみへの誓い」上映会

☎ 時 12月23日(土) 午後2時～4時 所 ユートピアくびき希望館 定員50人程度(抽選) ☎ 問 名前・住所・電話番号を明記の上、12月15日(金)までに人権・同和対策室 (☎025-520-5683) へ、ファクシミリ(FAX 025-526-8363)、メール(✉ jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp) または 応募フォームから

詳しくは



12月3日～9日は障害者週間です ～大切にしよう「相手を理解し配慮すること」～

☎ 問合せ…福祉課(☎025-520-5695)

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。障害のある人は、周囲が理解し配慮することで、活動の幅が広がります。誰もがお互いに人格と個性を尊重して支え合う社会を目指し、市民の皆さん一人一人の理解と協力をお願いします。

●障害者差別解消法を知っていますか？

「障害者差別解消法」は、障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。この法律は、行政機関や事業者を対象としていますが、市民の皆さんにおいても、障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限に気づき、解消していくようご協力をお願いします。

●ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても周囲の人からの援助を必要としている人が身に付け、周囲から配慮を受けやすくすることを目的としたものです。利用者を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



冬の交通事故防止運動

☎ 問合せ…市民安全課(☎025-520-5661)

年末が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、注意力が散漫になりがちです。さらに、夕暮れの早まりや悪天候、路面の凍結・積雪、飲酒の機会の増加などにより、交通事故の多発が心配されます。道路を利用する全ての人が、交通ルールの順守と正しいマナーを実践し、交通事故を防ぎましょう。



☎ 時 12月11日(月)～20日(火)

●スローガン

『冬道は 心の余裕と 車間距離』

●運動の重点

①横断歩行者等の交通事故防止

横断する時は、「渡るよサイン」を活用し、夜間は夜光反射材を身に付けましょう。

②飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」強い意志を持ちましょう。

③冬道の安全走行

冬道では速度を控え、車間距離を十分に確保し、慎重な運転を心がけましょう。

令和 6 年度の取組について

1 現 状

- ・令和 5 年度（令和 6 年 2 月末時点）において、「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案について、事業所等からの情報提供はなかった。
- ・また、市福祉課窓口での相談において、「不当な差別的扱い」や「合理的配慮の提供」に関する相談はなかった。
- ・上越市第 7 期障害者福祉計画・第 3 期障害児福祉計画に係るニーズアンケート調査について、1,500 人を抽出して実施した結果（回答者：902 人、回答率 60.1%）、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるとの回答が 34.4%であった。

2 課 題

- ・ニーズアンケート調査の結果から、障害を理由とする差別の解消に向け、市民への意識啓発を強化していく必要がある。また、当事者が相談しやすい環境を整備するほか、事業所職員や相談支援専門員等が差別事案に気づき、市へ情報提供等を行う体制を継続する必要がある。
- ・障害者差別解消法の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から事業所による障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、効果的な周知・啓発を行う必要がある。

3 協議会について

- 年 1 回開催（「定例会」を年 1 回開催し、必要に応じて「臨時会」を開催）
 - ・内容：「定例会」は、前年度の取組状況と来年度の取組計画について共有・意見交換を行う。「臨時会」は、必要な事例が発生した場合に招集する。

4 取組（案）について

- (1) 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等への周知・啓発（5 月頃を予定）
内容：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターに対し、差別事案に関する報告依頼及び啓発パンフレットの配布
- (2) 企業等を対象とした周知・啓発（5 月頃を予定）
内容：企業等へ啓発用パンフレット等を配布
- (3) 市職員向け研修会の開催等
 - ①新採用職員向け研修会の実施（5 月頃を予定）
 - ②庁内各課への周知・啓発（4 月頃を予定）
内容：障害者差別解消法に基づく適切な対応（差別的な取扱いの禁止及び障壁を除去するための合理的配慮の提供義務付け）について
- (4) 関係機関への周知・啓発
 - ①民生委員・主任児童委員（7 月頃を予定）
内容：障害者差別解消法や合理的配慮に関するパンフレット等の配布
- (5) 市民への周知・啓発
 - ①市民啓発イベントの実施（11 月頃を予定）
 - ②市広報やホームページを活用した啓発（12 月頃を予定）